

令和 5 年 度

八代市議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 3月定例会の運営について	1
1. その他	6

令和 6 年 2 月 1 4 日（水曜日）

議会運営委員会会議録

令和6年2月14日 水曜日

午前10時00分開議

午前10時34分閉議（実時間34分）

○本日の会議に付した案件

1. 3月定例会の運営について
1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	増田一喜君
副委員長	橋本貴喜君
委員	上村哲三君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	友枝和也君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本幸一君
委員	山本幸廣君
議長	田方芳信君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務企画部長	濱田浩介君
財務部長	谷脇信博君
議会事務局長	宮川武晴君
議会事務局次長	土田英雄君
議会事務局主幹 兼議事調査係長	島田義信君

○記録担当書記

島田義信君
田島麗子君

（午前10時00分 開会）

○委員長（増田一喜君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎3月定例会の運営について

○委員長（増田一喜君） それではまず、1、3月定例会の運営についてを議題とし、（1）付議案件の（イ）市長提出案件43件について説明を求めます。

○総務企画部長（濱田浩介君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務企画部、濱田でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、タブレットの令和6年3月定例会提出予定議案をお願いいたします。

3月定例会の開会日に提出を予定しております議案は、予算議案が14件、事件議案が6件、条例議案が23件の合計43件でございます。

まず、予算議案14件及び事件議案6件のうち議案第15号及び議案第16号の予算の専決処分2件につきましては、谷脇財務部長から御説明いたします。

○財務部長（谷脇信博君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の谷脇でございます。よろしくお願ひいたします。

今回提案いたします予算案件の議案14件につきまして御説明させていただきます。失礼して、着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○財務部長（谷脇信博君） 予算議案につきましては、議案第1号から第3号までの3件が令和5年度の補正予算、議案第4号から第14号までの11件が令和6年度の当初予算でございます。

まず、議案第1号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第12号でございます。

補正予算の総額は20億5500万円で、その内訳は、国の一次補正による前倒し等で実施する地籍調査や八代港県営事業負担金、西片西宮線道路整備など2億8983万円などのほか、生活交通確保維持事業は、地方バスの路線維持や、乗合タクシー運行に対して運行経費の補助を行う2億5253万円。

また、平成28年熊本地震復興基金事業の1億4936万円は、熊本県から一括交付された平成28年度熊本地震復興基金交付金を本市の基金に積み立て、令和6年度以降の復旧・復興の財源にいたします。

そのほか、過年度に超過交付されました国や県の支出金を返還する2億90万円や、ふるさと納税の寄附金の増加により返礼品及び発送経費の不足に対する補填の2億円、退職手当の不足による人件費補正など、今年度末までに予算が不足することが見込まれる経費などを計上いたしております。

また、債務負担行為の廃止、繰越明許の設定なども行っております。

次に、議案第2号・国民健康保険特別会計補正予算の430万円と議案第3号の診療所特別会計補正予算の190万円は、それぞれ国や県からの超過交付となった補助金を返還するものでございます。

次に、議案第4号から第14号までは令和6年度の当初予算11件でございます。

まず、一般会計の総額は、令和6年度の一般会計当初予算の予算規模は667億1600万円で、前年と比較し43億9600万円、7.1%の増となっており、予算規模は合併後2番目の規模となりました。

主な原因は、坂本支所等の建設や衛生処理センターや清掃センターの解体、坂本支所周辺に建設を予定しております災害公営住宅整備、学

校施設トイレ改修事業や博物館施設整備などでございます。

次に、特別会計では、農業集落排水処理施設事業と公共浄化槽等整備推進事業の2会計が企業会計の下水道事業に予算を統合し、これまでの9事業から7事業に変更しております。7事業の総額は345億7000万円で、前年度と比較して4億3800万円、1.3%の増となっております。

次に、企業会計3事業の総額は82億2200万円で、前年度と比較して3億4300万円、4.3%の増となっております。坂本地区のかさ上げ工事に伴う簡易水道事業の増加が主な要因でございます。

続きまして、事件案件のうち専決処分いたしました2本の予算について御説明いたします。

まず、議案第15号の一般会計補正予算・第10号でございます。内容は、国の経済対策として令和5年度住民税均等割のみの世帯である3900世帯に1世帯当たり10万円、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみの課税世帯の18歳以下の子供3000人に対し、1人当たり5万円の給付金を支給することとなりましたので、1月23日付で専決処分いたしましたものでございます。

次に、議案第16号の一般会計補正予算・第11号でございます。内容は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された自治体への支援としまして、本市職員20名分の派遣旅費や半畳タイプ置き畳3600枚などの経費を1月26日付で専決処分いたしましたものでございます。

以上が3月定例会に提出予定の予算議案及び事件議案の説明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務企画部長（濱田浩介君） 続きまして、残りの事件議案4件と条例議案23件につきまして御説明いたします。

議案第 17 号の専決処分の報告及びその承認については、昨年 12 月 30 日に逝去されました八代亜紀さんを八代市名誉市民に推挙することについて専決処分したものでございます。

議案第 18 号の契約の締結については古閑中町の（仮称）古閑中町再建住宅整備工事の工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

議案第 19 号の財産の取得については、新南部給食センター建設用地として中北町の土地を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第 20 号の訴えの提起については、西宮町の食肉センター跡地について、抵当権設定登記抹消登記手続請求事件の訴えを提起するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、条例議案 23 件について御説明いたします。

議案第 21 号・八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部改正により令和 6 年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となりますことから、必要な規定の整備を行うものでございます。

議案第 22 号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてと議案第 23 号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正については、八代市特別職報酬等審議会からの市長への答申を受けて、市議会議員の議員報酬と市長等の給料月額の設定を行うものでございます。

議案第 24 号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、令和 6 年度の組織機構改革に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第 25 号・八代市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、関係する条例について引用

条項の整理を行うものでございます。

議案第 26 号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正については、ケーブルテレビ網を利用したインターネットサービスの提供を終了するに当たり、インターネット利用に関する規定の削除を行うものでございます。

議案第 27 号・八代市東陽町河俣集会所条例の廃止については、東陽町河俣集会所の供用を廃止することとしたため、その設置・管理に関する条例を廃止するものでございます。

議案第 28 号・八代市振興センター条例の一部改正については、泉支所の移転に必要な改修工事により振興センターいずみ内の一部施設が使用できなくなることから、当該使用料の規定を削除するものでございます。

議案第 29 号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正については、非常勤特別職の月額報酬の支給日を定例振込日へ変更するに当たり所要の改正を行うものでございます。

議案第 30 号・八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正については、漁港漁場整備法の題名が改正されたことに伴い、条例中に引用する題名の整理を行うものでございます。

議案第 31 号・八代市景観条例の一部改正については、八代神社（妙見宮）周辺の地区を景観重点地区に指定することに伴い、景観重点地区において届出が必要な行為等を定めるに当たり所要の改正を行うものでございます。

議案第 32 号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正については、市営住宅への入居申込みや家賃収入も年々減少している状況を踏まえ、市営住宅への入居要件の緩和をするに当たり所要の改正を行うものでございます。

議案第 33 号・八代市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正については、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い条例中に引用する条項の整理を行うものでござ

います。

議案第 3 4 号・八代市手数料条例の一部改正については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び同法施行令の題名が改正されたことに伴い、条例中に引用するこれらの法令の題名の整理を行うものでございます。

議案第 3 5 号・八代市介護保険条例の一部改正については、令和 6 年度からの第 1 号被保険者の年間の介護保険料額を定めるに当たり、所要の改正を行うものでございます。

議案第 3 6 号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正については、関係省令の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第 3 7 号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、来年度から、鏡第二保育園を鏡保育園へ統合することに伴い、保育園の名称及び位置を定める別表から鏡第二保育園を削除するものでございます。

議案第 3 8 号・八代市教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正については、教育委員会委員の月額報酬の支給日を定例振込日へ変更するに当たり所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第 3 9 号・八代市心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正については、委員会の名称と所掌事務の内容を国や県で用いられている用語に合わせるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第 4 0 号・八代市立学校統合等審議会条例の一部改正については、審議会の任務の内容を変更し、また、これに伴う審議会の名称変更と委員の委嘱対象の変更を行うものでございます。

議案第 4 1 号・八代市企業振興促進条例の一部改正については、日本標準産業分類の改定に伴い、本条例に基づく奨励措置等の対象とする

事業所等について所要の整理を行うものでございます。

議案第 4 2 号・八代市民俗伝統芸能伝承館条例の一部改正については来館者の観覧料を無料化するに当たり、観覧料に関する規定の削除等を行うものでございます。

最後に、議案第 4 3 号・八代市漁港管理条例の一部改正については、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、条例中に引用する同法の題名の整理等に関する規定の整備を行うものでございます。

以上が 3 月定例会の開会日に提出を予定しております予算議案 1 4 件、事件議案 6 件、条例議案 2 3 件の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） 説明が終わりましたが、何か質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

次に、（ロ）先議案件はありませんか。

○総務企画部長（濱田浩介君） 今回はございません。

○委員長（増田一喜君） 次に、（ハ）請願・陳情について説明を求めます。

○議会事務局長（宮川武晴君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、宮川でございます。

それでは、（ハ）請願・陳情について御説明を申し上げます。

現在までに受理いたしました請願・陳情はございません。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） 説明が終わりましたが、何か質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 新たに受理した請願・陳情はないとのことでございますので、次に（２）市長追加提出予定案件について説明を求

めます。

○総務企画部長（濱田浩介君） 追加提出予定議案でございますが、定例会閉会日に人事議案1件を予定しております。

議案第44号・教育長の任命につき同意を求めることについては、教育長が令和6年3月31日に任期満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上が追加提出予定議案の議案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） 説明が終わりましたが、何か質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

次に、（3）会期の決定について協議いたします。

まず、招集日について報告を求めます。

○総務企画部長（濱田浩介君） 招集日については2月26日月曜日をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） 次に、会期日程につきましてはいかがいたしましょうか。

○委員（山本幸廣君） 委員長の腹案があれば、ひとつ御提案をしていただければと思いますが。

○委員長（増田一喜君） それでは、委員長腹案をタブレット端末で御確認ください。

念のため書記より説明いたさせます。

○議会事務局主幹兼議事調査係長（島田義信君）

皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局議事調査係長の島田でございます。3月定例会日程委員長腹案について、恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

先ほど招集日のほうをお決めいただきましたので、2月26日月曜日10時より本会議開会でございます。

翌27日火曜日、質疑・一般質問の締切り午

前10時までとなっております。

翌週5日火曜日から7日木曜日まで、及び11日月曜日10時より本会議開会でございます。質疑・一般質問となっております。

続きまして、委員会の日程につきまして御説明させていただきます。

12日火曜日10時より第1委員会室にて令和2年7月豪雨に関する特別委員会を開催予定でございます。

13日水曜日10時より第1委員会室にて企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関する調査特別委員会を開催予定でございます。

14日木曜日10時より1日2委員会同時開催でございます。第1委員会室にて経済企業委員会、第2委員会室にて文教福祉委員会を開催予定でございます。

次に、18日月曜日10時より、こちらも1日2委員会同時開催でございます。第1委員会室にて建設環境委員会、第2委員会室にて総務委員会を開催予定でございます。

最後に、22日金曜日14時30分より本会議開催でございます。閉会となっております。

会期は26日間でございます。

次に、議会運営委員会、全員協議会、各派代表者の予定について御説明させていただきます。

2月26日月曜日9時より議会運営委員会、9時30分より全員協議会を開催予定でございます。

3月5日火曜日、本会議終了後、各派代表者を開催予定でございます。

3月7日木曜日本会議終了後、議会運営委員会を開催予定でございます。

最後に、3月22日金曜日13時30分より議会運営委員会、14時より全員協議会を開催予定でございます。

以上、御説明とさせていただきます。

○委員長（増田一喜君） 説明が終わりました

が、何か御意見などありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、会期についてお諮りいたします。

3月定例会の会期は、2月26日から3月22日までの26日間とし、質疑・一般質問については3月5日から7日まで及び11日の4日間、委員会については3月12日から14日まで、及び18日の4日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に（4）その他についてなにかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で3月定例会の運営についてを終了します。執行部は御退出願います。

（執行部 退席）

◎その他

○委員長（増田一喜君） 次に、2、その他の（1）一般質問における資料の取扱いについてでございますが、本件に関しましては、さきの管外行政視察において他市を調査しました結果、本市議会としても、改めてルールについて共通認識を図る必要があると感じたことから、議長とも協議を行い、今回、要領案を作成したところでございます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長（宮川武晴君） 議会事務局宮川でございます。それでは、着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問における資料の取扱いにつきまして御説明を申し上げます。本件に関しましては、以前の議会運営委員会において御決定いただきました内容につきまして共通認識を

図るため、要領として明文化するものでございまして、運用に関しての変更点はございません。

それでは、タブレット端末の資料を御確認いただければと存じます。

それでは、八代市議会質疑・一般質問補助資料取扱要領の要点について御説明いたします。

まず、第3条、補助資料の使用基準についてでございます。議員は、議会は言論の府であることを鑑み、補助資料の使用に当たっては、次に掲げる事項について留意しなければならないとしております。

第1項第1号、補助資料は発言時の補助手段として使用すること。

第2号、補助資料の内容については、議場の発言と同じく議員自身が責任を負うこと。

第3号、会議録に記載され、又は記録されることを念頭に、補助資料の使用の冒頭においては資料番号やタイトルを発言し、補助資料を使用して発言するときは、あいまいな表現及び言葉（あれ、これ等の指示代名詞、補助資料中の色、形等のみを特定する言葉等を言う。）を用いず具体的に表現をすること。

第2項、前項の規定にかかわらず、次に掲げる資料は補助資料として使用することができないとしております。

主な点について申し上げます。

第1号、補助資料として使用することについて第5条第1項、いわゆる議長の承認を得ていないもの、こちらについては補助資料として使用することができないとしてございます。

次に、第4条、補助資料の作成についてでございます。補助資料は、使用する議員が作成するものとするとしております。

第2項、議員は、補助資料に文献等から参照し、又は引用する内容を含む場合は、出典元の許可を得た上で出典元を記載するものとする。

第3項、補助資料は、議員1人につき3枚程度とする。

第4項、補助資料には、資料番号やタイトルを記載するものとする。

次に第5条、申出書の提出等についてですが、こちらにつきましては運用上の変更はございませんが、改めて御説明をさせていただきます。

第1項、補助資料を使用しようとする議員は、一般質問の日から起算して休日を除く2日前の17時までに、質疑・一般質問における資料等使用（表示）申出書（別記様式）となっております以下申出書と申します、——に補助資料の電子データ及び紙媒体を添えて議長に提出し、その承認を得なければならない。

第2項、議員は、前項の規定により提出した書類を補助資料として使用することについて、事前に執行部と情報共有しなければならない。

第3項、議員は、補助資料が議会中継、議場モニター又はタブレット端末に表示しようとするものであるときは、事前に議会事務局と表示する時期を調整しなければならない。

第4項、議員は、補助資料が紙媒体により配付しようとするものであるときは、第1項の承認を得た後、一般質問の日の前日（その日が休日に当たるときは、その日前において最初の休日でない日）までに、補助資料60部を議会事務局に提出しなければならない。

第5項、第1項の規定により提出した補助資料は、原則として、訂正できないものとする。

次に、第6条、会議録における取扱いでございます。議長は、議員が補助資料を使用したときは、会議録の原本に添付し、及び保存するものとするとしてございます。

次ページ、質疑・一般質問における資料等使用（表示）申出書を御覧いただければと思います。

申出書につきましても、今回要領の制定の内容に沿うよう体裁を整えておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○委員長（増田一喜君） ただいま説明が終わりましたが、本件につきまして御意見をいただきたいと思います。

○委員（山本幸廣君） 内容についてはもう確認の、確認というか、昨日、代表者会でも議論をいたしたわけでありますので、ないんですけども、1つだけですね、事務局にお願いしたいんですが、3条のところから（1）から（2）、（3）、その2のところですね。（1）、（2）、（2）、（3）これでいいのかなと思ってから。

○議会事務局次長（土田英雄君） 議会事務局土田でございます。

すみません、御指摘のとおり、第3条の第2項（2）が2つ書いておりまして、ちょっとこれは誤っておりますので、ここは訂正させていただければと思います。失礼いたしました。ありがとうございました。

○委員長（増田一喜君） ほかはありますか。

○委員（山本幸廣君） あと、その他でいいんですけども、今回の取扱いの目的のところの下ですね、用語の定義の中、第2条ですけども、上段からずっと下段まで行きますけども紙媒体により配付することもできるということになっております。前回あるところに視察に行ったときに、タブレット、特に予算、決算をやったら数字が戸惑いますからですね、数字がたくさん出るもんですから、よろしかれば、予算、決算、執行部におかれましては、紙媒体でも配付できるような体制をとっていただければなというふうにその他で言いたかったんですけども、よろしかれば、以前に来るもんですから、執行部に対してお願いをしておけばなというふうに思いますけども。

あるところはもう、ほとんど紙媒体も使っていると、予算、決算、特に数字のときには補正

でも紙媒体で議員さんに配付するというところが視察でありましたので、うちのほうでも、今もやっとりますけど、それ以上のことをしてほしいということですね。

○委員長（増田一喜君） それは執行部に対してのお願いですね。

○委員（山本幸廣君） そうです、そうです。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、代表者会では自民党、各派代表から御意見はございましたが、ほか何かありませんか。

○委員（大倉裕一君） 昨日の代表者会、私の会派のほう持ち帰りさせてほしいということで、お話をさせていただきまして、皆さんに、メンバー、説明をして、了解は得ることができました。

ちょっと注文というかお願いがあったのが、決定をされる、事前にある程度の期間を見てこういった案文を提出いただければなというようなお話がありましたので、今後の参考にですね、御協力いただければというふうな思いであります。

○委員長（増田一喜君） 分かりました。

先ほどの御意見の中で、第3条の2項の確保についてを整理することといたします。以上のとおり修正することに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、一般質問における資料の取扱いについては、3月定例会より本要領に基づき実施することに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（2）本会議における時間延長の宣告

方法についてでございます。

本件について議長より報告がございます。

○議長（田方芳信君） 改めまして、皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議長の田方でございます。

本件に関しましては、去る9月定例会最終日において会議時間の延長を宣告する際に、執行部も含め、皆さん議場にお集まりいただき宣告を行いました。

これについて、執行部にもお集まりいただく必要はあるのかと疑問に思い、事務局に調査を指示しておりましたが、会議時間の延長につきましては議長の専権とされており、このためだけに本会議を開く必要はなく、各議員に通知すればよいとされております。

また、本会議を開く場合、執行部の出席を求める必要はないとのことでございます。

そこで、本件につきましては2月13日に開催されました各派代表者会において協議させていただきました結果、今後、会議時間の延長のみを宣告する場合は、議員の皆さんのみ議場にお集まりいただき、宣告を行うことといたしますので御報告します。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） それでは、本件につきましては御承知おき願います。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。なければ、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

（午前10時34分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年2月14日

議会運営委員会

委員長